

議案第 34 号

田川市道路占用料徴収条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年 6 月 24 日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、令和元年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が現行の 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられることに伴い、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

## 田川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

田川市道路占用料徴収条例（平成17年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表道路法第32条第1項の部第1号に掲げるものの款広告塔の項中「50cm」を「50センチメートル」に改め、同部第2号に掲げるものの款水管、下水道管、ガス管、管路の項中「10cm」を「10センチメートル」に、「30cm」を「30センチメートル」に、「90cm」を「90センチメートル」に改め、同部第6号に掲げるものの款中「73」を「77」に、「63」を「66」に、「52」を「55」に、「42」を「44」に改め、同表道路法施行令第7条の部第2号及び第3号に掲げるものの款中「第2号及び第3号」を「第4号及び第5号」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の占用の許可を受けている者の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。